

出生から死亡までの 連続した戸籍のさかの ぼり方について

目次

はじめに	P2～P4
概要説明	P5～P16
新宿太郎さんの例	P17～P26

新宿区役所戸籍住民課戸籍係

はじめに

ここで記載している内容は、戸籍のさかのぼり方をわかりやすく説明するための一般的な内容に過ぎません。実際のさかのぼり時には、必ずしも本紙の通りになるとは限りませんのでご注意ください。また例示している戸籍について、一部記載内容を省略したものもありますので予めご了承ください。

出生から死亡までの連続した戸籍の考え方

戸籍は、婚姻・転籍・戸籍の改製など様々な事由により新しく編製されるため、その度にその人の戸籍は増えていきます。したがって、出生から死亡までの戸籍については決して1つの戸籍を集めれば足りるとは限らず、その人について記載されている全ての戸籍を集めなければなりません。

出生から死亡までの戸籍を集める際は、死亡した時点の戸籍から*戸籍事項欄と身分事項欄を見て、従前本籍地がどこであるかを確認しながらさかのぼって請求をしていきます。それぞれの戸籍は編製した日から消除されるまでの期間があるため、請求の際は、必要な期間を明らかにしたうえで(××～××までの期間の戸籍が各〇〇通必要)請求してください。「除籍謄本」や「改製原戸籍」などは戸籍の名称に過ぎず、単に「除籍謄本」や「改製原戸籍」とだけで請求すると、本来必要な戸籍を取得できなかったり、あるいは unnecessaryな戸籍を取得したりしてしまう恐れがあります。

<用語説明>

除籍謄本: 戸籍の構成員が全員除籍されたり、他の市区町村へ転籍すると、当該戸籍は除籍謄本(除籍全部事項証明)になります。

改製原戸籍: 改製により、新しく戸籍を編製したため消除された戸籍をいいます。

※戸籍事項欄と身分事項欄について

《例1:コンピューター戸籍の場合》

本 氏	籍 名	東京都新宿区西新宿二丁目8番 東京 一郎
①	戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成7年4月1日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
	戸籍に記録されている者	【名】一郎 【生年月日】昭和45年3月1日 【配偶者区分】夫 【父】港一 【母】港京子 【続柄】長男 【養父】東京英輔 【養母】東京竹子 【続柄】養子
②	身分事項 出生	【出生日】昭和45年3月1日 【出生地】東京都港区 【届出日】昭和45年3月5日 【届出人】父
	養子縁組	【縁組日】昭和56年4月23日 【養父氏名】東京英輔 【養母氏名】東京竹子 【代諾者】親権者父 【従前戸籍】東京都新宿区内藤町11番地 港一
	婚姻	【婚姻日】平成4年3月27日 【配偶者氏名】千代田真弓 【従前戸籍】東京都練馬区石神井一丁目5番 東京英輔
	離婚	【離婚日】平成10年10月23日 【配偶者氏名】東京真弓

《例2:コンピューター化前の戸籍の場合》

② ①

千		練馬区石神井一丁目五番東京英輔戸籍から入籍⑩		新宿区内藤町拾壹番地港一戸籍から入籍⑩		の養子となる縁組届出(代諾者親権者父)東京都		昭和三拾六年四月式拾参日東京英輔同人妻竹子		昭和三拾五年参月壹日東京都港区で出生同日五		昭和三拾五年参月壹日東京英輔同人妻竹子		昭和三拾五年参月壹日千葉市中央区千葉港五番地から転籍届出⑩		平成五年参月八日千葉市中央区千葉港五番地から転籍届出⑩		東京都市新宿区西新宿二丁目八番		本籍	
平成六年式月五日妻真弓と協議離婚届出⑩		平成四年参月式日千代田真弓と婚姻届出東京都		昭和三拾五年参月壹日		昭和三拾五年参月壹日		昭和三拾五年参月壹日		昭和三拾五年参月壹日		昭和三拾五年参月壹日		昭和三拾五年参月壹日		昭和三拾五年参月壹日		昭和三拾五年参月壹日		昭和三拾五年参月壹日	
出生		夫		養母		養父		母		父		氏名		東京 一郎		東京 一郎		東京 一郎		東京 一郎	
昭和三拾五年参月壹日		一郎		竹子		東京英輔		京子		港一		東京 一郎		東京 一郎		東京 一郎		東京 一郎		東京 一郎	
				子		養		男		長											

改製原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項による改製につき平成七年四月一日消除⑩

戸籍事項欄と身分事項欄についての見方のポイント

① 戸籍事項欄について

戸籍編製事由・編製された日などが記載されます。
 戸籍編製事由により、戸籍が編製された日の表記の仕方は異なります。
 (例)改製日・転籍日・編製日など

② 身分事項欄について

出生・婚姻・離婚・養子縁組など、戸籍に記録されている方の身分事項が記載されます。

出生から死亡までの 戸籍のさかのぼり方 —概要説明—

出生までの戸籍をさかのぼる際は、まず死亡の記載のある戸籍を取得し、その後古い時代の戸籍を順々に取得していきます。

STEP

1

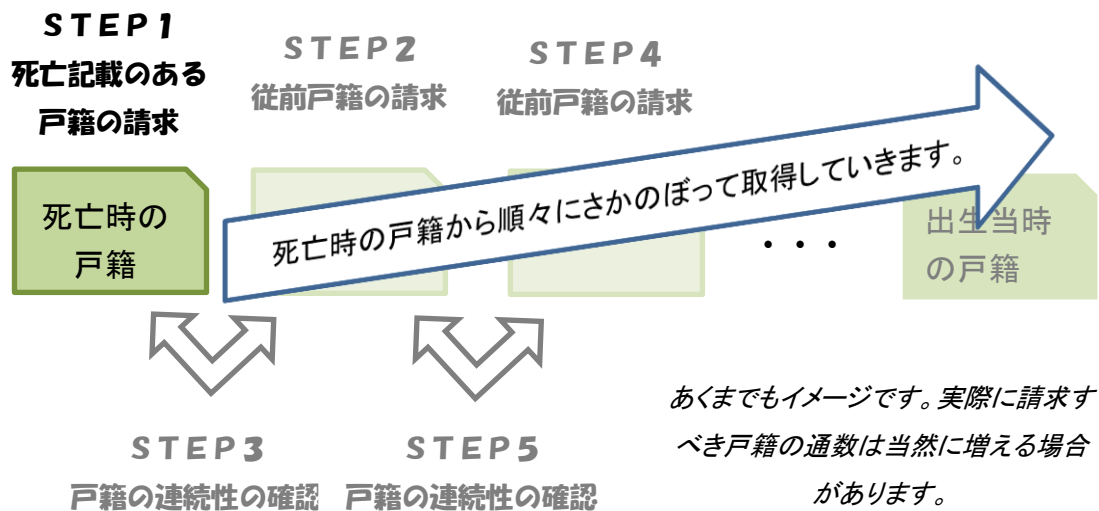
死亡記載のある戸籍の請求

死亡時の本籍地で、対象者の死亡記載のある戸籍の請求をします。

対象者の住民票の除票などで、対象者の死亡時の本籍地を確認してください。

- 対象者の死亡時の戸籍のみに、死亡の記載がされます。
- 死亡記載のある戸籍に、対象者の出生事項が記載されているからといって、当該戸籍が出生当時の戸籍であるとは限りません。

戸籍のさかのぼりのイメージ



STEP

2

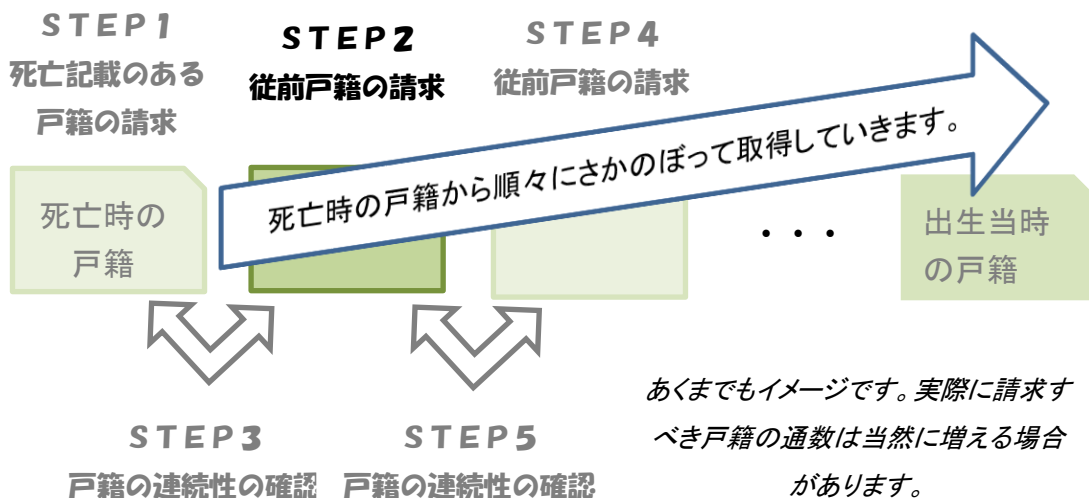
従前戸籍の請求

STEP1において取得した戸籍の一つ前の戸籍（従前戸籍）の請求をします。

STEP1で取得した戸籍における対象者の入籍日（その戸籍に入籍した日）*1を確認し、従前戸籍があるかどうか調べてください。従前戸籍がある場合は、従前本籍地*1を確認の上、請求してください。（対象者の入籍日と従前本籍地の確認の手順については、次ページ以降参照）

- 対象者の入籍日が、出生による入籍日である場合、当該戸籍が出生当時の戸籍になるため、従前戸籍を請求する必要はありません。
- 対象者の入籍日が、戸籍が編製された日の場合で、かつ当該戸籍が改製により編製されている場合は、同一本籍地に改製原戸籍があります。

戸籍のさかのぼりのイメージ



※1 対象者の入籍日と従前本籍地の確認の手順について

1. 対象者の身分事項欄を見て、従前戸籍に関する身分事項の記載があるかないかを確認します。

《例1:コンピューター戸籍の場合》

<p>戸籍に記録されている者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">除 籍</div>	<p>【名】花子</p> <p>【生年月日】昭和45年3月1日</p> <p>【父】港一</p> <p>【母】港京子</p> <p>【続柄】長女</p> <p>【養父】東京英輔</p> <p>【養母】東京竹子</p> <p>【続柄】養子</p>
<p>身分事項</p> <p>出 生</p> <p>養子縁組</p> <p>婚 姻</p> <p>離 婚</p>	<p>【出生日】昭和45年3月1日</p> <p>【出生地】東京都港区</p> <p>【届出日】昭和45年3月5日</p> <p>【届出人】父</p> <p>【縁組日】昭和56年4月23日</p> <p>【養父氏名】東京英輔</p> <p>【養母氏名】東京竹子</p> <p>【代諾者】親権者父</p> <p>【従前戸籍】東京都新宿区内藤町11番地 港一</p> <p>【婚姻日】平成4年3月2日</p> <p>【配偶者氏名】千代田太郎</p> <p>【従前戸籍】東京都練馬区石神井一丁目5番 東京英輔</p> <p>【離婚日】平成10年10月23日</p> <p>【配偶者氏名】東京太郎</p> <p>【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地</p>

《例2:コンピューター化前の戸籍の場合》

除籍⑩	千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき	平成六年三月五日夫太郎と協議離婚届出東京都	練馬区石神井一丁目五番東京英輔戸籍から入籍⑩	平成四年三月三日千代田太郎と婚姻届出東京都	新宿区内藤町拾壹番地港一戸籍から入籍⑩	の養子となる縁組届出(代諾者親権者父)東京都	昭和五拾六年四月拾参日東京英輔同人妻竹子	日父届出入籍⑩	昭和四拾五年参月壹日東京都港区で出生同月五
生出		妻			養母	養父	母	父	
昭和四拾五年参月壹日		花子			竹子	東京英輔	京子	港一	
					子	養	女	長	

従前戸籍に関する身分事項についての見方のポイント

従前戸籍に関する身分事項には、「従前戸籍」(例1の場合)や「〇〇から入籍」(例2の場合)などが記載されます。

2. 対象者の身分事項欄に、従前戸籍に関する身分事項の記載がある

場合は以下の(1)の方法で、ない場合は以下の(2)の方法で、対象者の入籍日と従前本籍地を確認します。

(1)対象者の身分事項欄に従前戸籍に関する身分事項の記載がある場合

☞表1を見て、「従前戸籍に関する身分事項(複数ある場合は直近のもの)に記載のある入籍日」と「戸籍が編製された日(戸籍事項欄に記載)」を比較し、**対象者の入籍日と従前本籍地**を確認します。

《表1》

	対象者の 入籍日	従前戸籍について	
		有無	従前本籍地
従前戸籍に関する身分事項に記載のある入籍日が戸籍が編製された日よりも前の場合	戸籍が編製された日	有	<転籍による編製の場合> 戸籍事項欄に記載されています。 <改製による編製の場合> 同一本籍地に改製原戸籍があります。
従前戸籍に関する身分事項に記載のある入籍日が戸籍が編製された日よりも後の場合	身分事項に記載のある入籍日	有	当該身分事項に記載されています。
従前戸籍に関する身分事項に記載のある入籍日と戸籍が編製された日が同じ場合	身分事項に記載のある入籍日	有	当該身分事項に記載されています。

(2)対象者の身分事項欄に従前戸籍に関する身分事項の記載がない場合

☞表2を見て、「出生による入籍日(出生事項欄に記載)」と「戸籍が編製された日(戸籍事項欄に記載)」を比較し、**対象者の入籍日と従前本籍地**を確認します。

《表2》

	対象者の 入籍日	従前戸籍について	
		有無	従前本籍地
戸籍が編製された日が 出生による入籍日よりも 後の場合	戸籍が 編製された日	有	<p><転籍による編製の場合> 戸籍事項欄に記載されてい ます。</p> <p><改製による編製の場合> 同一本籍地に改製原戸籍が あります。</p>
戸籍が編製された日が 出生による入籍日よりも 前の場合	出生による 入籍日	無	これ以降、戸籍を 遡る必要はあり ません。
戸籍が編製された日と 出生による入籍日が 同じ場合	出生による 入籍日	無	これ以降、戸籍を 遡る必要はあり ません。

STEP

3

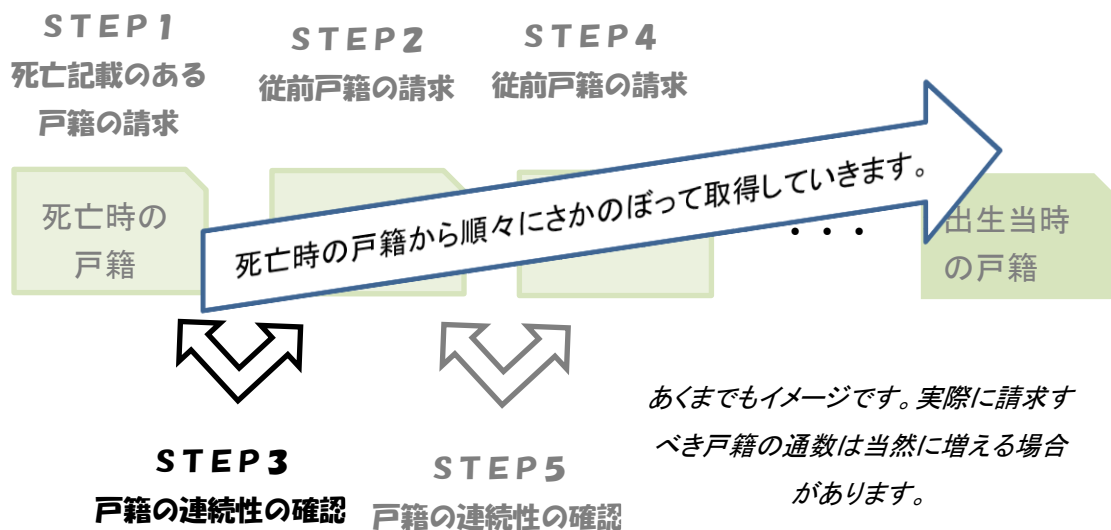
戸籍の連続性の確認

STEP2において取得した戸籍が、STEP1において取得した戸籍と連続しているかどうかの確認をします。

STEP2で取得した戸籍における対象者の除籍日*2を確認してください。当該日付が、STEP1で取得した戸籍（対象者の死亡記載のある戸籍）における対象者の入籍日と同じであれば、二つの戸籍は連続していることになります。（対象者の除籍日については次ページ参照）

- まれに、内容的に戸籍が連続していることが明らかなものについても、対象者の入籍日と従前戸籍における対象者の除籍日が完全に一致しないことがあります。

戸籍のさかのぼりのイメージ



※2 対象者の除籍日の確認の手順について

1. 対象者の身分事項欄を見て、**除籍に関する身分事項**の記載があるかないかを確認します。

《例1:コンピューター戸籍の場合》

戸籍に記録されている者	【名】愛
除 籍	【生年月日】昭和45年10月2日
	【父】新宿太郎
	【母】新宿花子
	【続柄】長女
身分事項	
出 生	【出生日】昭和45年10月2日
	【出生地】東京都港区
	【届出日】昭和45年10月8日
	【届出人】父
分 籍	【分籍日】平成8年4月23日
	【新本籍】東京都千代田区千代田1番地

《例2:コンピューター化前の戸籍の場合》

					代田一番地に新戸籍編製につき除籍⑩	父届出入籍⑩	昭和四拾五年拾月貳日東京都港区で出生同月八日
生 出	登					母	父
昭和四拾五年拾月貳日						花子	新宿太郎
						女長	

除籍に関する身分事項についての見方のポイント

除籍に関する身分事項には、「新本籍」(例1の場合)や「〇〇につき除籍」(例2の場合)などが記載されます。

2. 対象者の身分事項欄に、除籍に関する身分事項の記載がある場合

は以下の(1)の方法で、ない場合は以下の(2)の方法で、**対象者の**

除籍日を確認します。

- (1)対象者の身分事項欄に除籍に関する身分事項の記載がある場合
対象者の除籍日は、**当該身分事項に記載のある除籍日**となります。
- (2)対象者の身分事項欄に除籍に関する身分事項の記載がない場合

対象者の除籍日は、**当該戸籍が除籍になった日（戸籍消除日・転籍日など）**となります。

STEP

4

従前戸籍の請求

STEP2において取得した戸籍の一つ前の戸籍（従前戸籍）の請求をします。

STEP

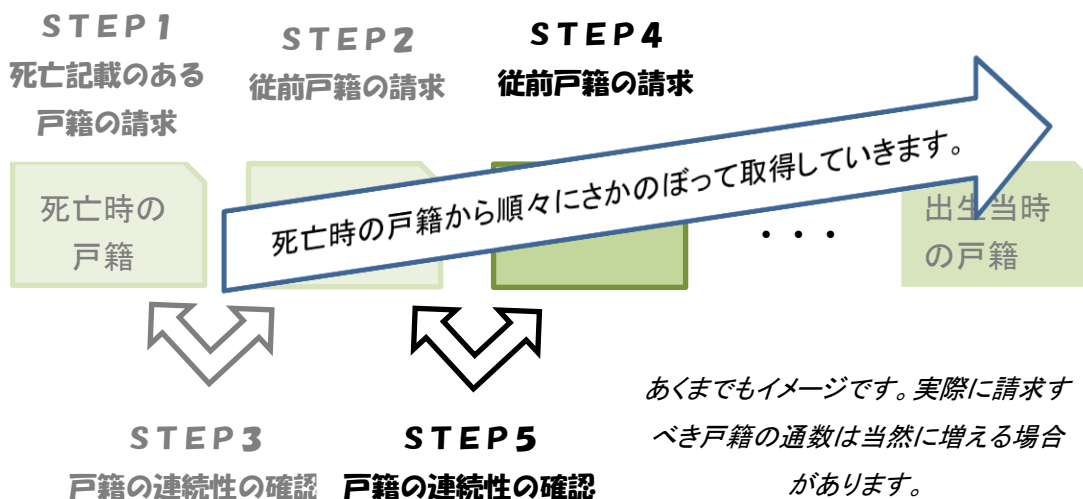
5

戸籍の連続性の確認

STEP4において取得した戸籍が、STEP2において取得した戸籍と連続しているかどうかの確認をします。

以下、同様の作業を繰り返し、出生当時の戸籍にたどりつくまで、戸籍をさかのぼり続けることとなります。

戸籍のさかのぼりのイメージ





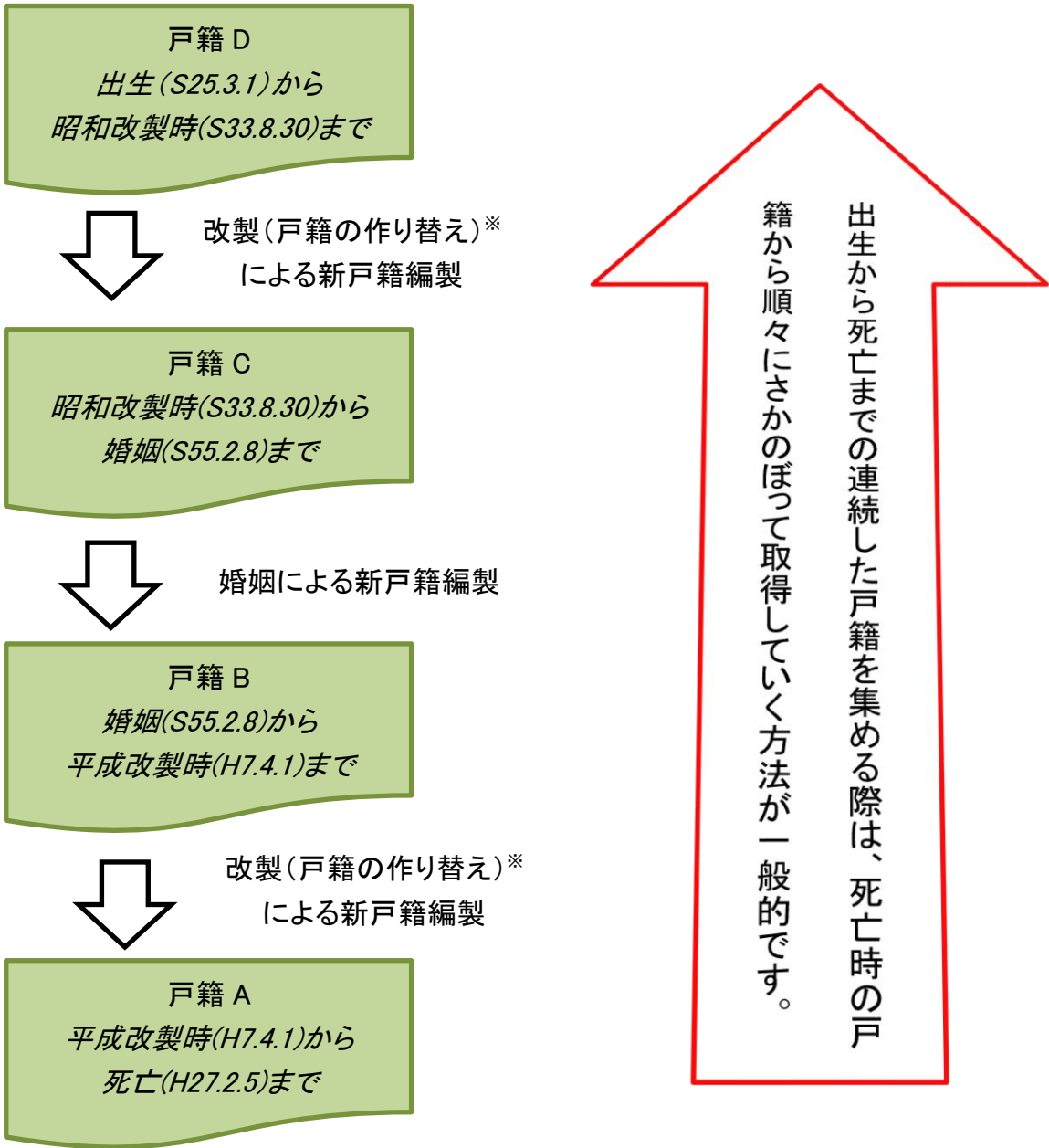
注意事項(古い時代の戸籍について)

- ① 旧民法下の戸籍においては、戸籍事項欄と戸主の身分事項欄が区別されていませんでした。
- ② 旧民法下においては、家督相続・廃家・分家・入夫婚姻等の事由により戸籍が新しく編製されることがありました。古い時代の戸籍をさかのぼる際は、これらの事由について考慮しなければならない場合もあります。
- ③ 新宿区内における転籍であっても、新宿区合併前の区(旧淀橋区・旧牛込区・旧四谷区)をまたいだ転籍の場合、新戸籍が編製されていました。
- ④ その他、現行における戸籍制度とは異なる点があります。

出生から死亡までの
戸籍のさかのぼり方
—新宿太郎さんの例—

新宿太郎さんの出生から死亡までの戸籍は
全部で4種類(戸籍A~D)あると仮定します。

新宿太郎さんについての
出生から死亡までの連続した戸籍のイメージ
(あくまでも一例です。戸籍の編製のされ方は、人によって異なります。)



^{*}法務省令による戸籍の改製時期は自治体で異なりますので、ご注意ください。

○戸籍 A 平成 7 年 4 月 1 日(改製)から平成 27 年 2 月 5 日(死亡)までの戸籍

本籍 氏名	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 新宿 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成 7 年 4 月 1 日 【改製事由】平成 6 年法務省令第 5 1 号附則第 2 条第 1 項による改製
戸籍に記録されている者 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">除 籍</div>	【名】太郎 【生年月日】昭和 2 5 年 3 月 1 日 【父】新宿健二 【母】新宿真奈美 【続柄】長男
身分事項 出 生	【出生日】昭和 2 5 年 3 月 1 日 【出生地】東京都新宿区 【届出日】昭和 2 5 年 3 月 5 日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】昭和 5 5 年 2 月 8 日 【配偶者氏名】大久保花子 【従前戸籍】東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番地 新宿健二
死 亡	【死亡日】平成 2 7 年 2 月 5 日 【死亡時分】午前 8 時 1 5 分 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成 2 7 年 2 月 9 日 【届出人】親族 新宿花子 【送付を受けた日】平成 2 7 年 2 月 1 5 日 【受理者】東京都千代田区長

①戸籍 A は、太郎さんの死亡記載のある戸籍です。

②戸籍 A について、従前戸籍（または改製原戸籍）の請求をします。

⇒太郎さんの入籍日と従前本籍地を確認する必要があります。

＜戸籍 A におけるポイント＞

① 死亡の記載について（概要説明の STEP1 参照）

- (1) 太郎さんの身分事項欄に、死亡の記載があります。
- (2) 太郎さんの死亡記載は戸籍 A にしか記載されません（戸籍 B・C・D には記載されません）。
- (3) 太郎さんの身分事項欄に出生事項が記載されていますが、戸籍 A は出生当時の戸籍ではありません。



② 従前戸籍の請求について（概要説明の STEP2 参照）

- (1) 太郎さんの身分事項欄には、従前戸籍に関する身分事項の記載（婚姻事項）があり、当該事項に記載のある入籍日は昭和 55 年 2 月 8 日であることがわかります。
- (2) 戸籍事項欄を見ると、戸籍 A は改製により、平成 7 年 4 月 1 日（改製日）に編製されていることがわかります。
- (3) (1) (2) より、戸籍 A における太郎さんの入籍日は、戸籍改製日の平成 7 年 4 月 1 日となります。
- (4) 戸籍 A における太郎さんの入籍日は、出生による入籍日ではないため、従前戸籍が存在します。

(5) 戸籍 A は改製により編製されているため、同一本籍地に改製前の戸籍（改製原戸籍）を請求します。

○戸籍 B 昭和 55 年 2 月 8 日(婚姻)から平成 7 年 4 月 1 日(改製)までの戸籍

<戸籍 B におけるポイント>

① 戸籍 A との連続性について（概要説明の STEP3 参照）

- (1) 太郎さんの身分事項欄には除籍に関する記載はありません。
- (2) (1)より、戸籍 B における太郎さんの除籍日は、戸籍消除日である平成 7 年 4 月 1 日となります。
- (3) 戸籍 A における太郎さんの入籍日は平成 7 年 4 月 1 日であり、戸籍 A と戸籍 B は連続していることが確認できます。



② 従前戸籍の請求について（概要説明の STEP2 参照）

- (1) 太郎さんの身分事項欄には、従前戸籍に関する身分事項の記載（婚姻事項）があり、当該事項に記載のある入籍日は昭和 55 年 2 月 8 日であることがわかります。
- (2) 戸籍事項欄を見ると、戸籍 B は婚姻により、昭和 55 年 2 月 8 日（編製日）に編製されていることがわかります。
- (3) (1) (2)より、戸籍 B における太郎さんの入籍日は、婚姻による入籍日（戸籍編製日）の昭和 55 年 2 月 8 日となります。
- (4) 戸籍 B における太郎さんの入籍日は出生による入籍日ではないため、従前戸籍が存在します。
- (5) 戸籍 B の従前本籍地は、太郎さんの婚姻の身分事項欄に記載のある「新宿区歌舞伎町一丁目四番」となります。

○戸籍 C 昭和 33 年 8 月 30 日(改製)から昭和 55 年 2 月 8 日(婚姻)までの戸籍

				除籍			
				東京都新宿区歌舞伎町一丁目四番			
				昭和参拾弍年法務省令第二十七号により 改製につき昭和参拾参年八月参拾日同所同 番地に新宿大吉戸籍から本戸籍編製◎ 昭和六拾参年五月参拾八日東京都杉並区 大正弍年五月九日東京市牛込区市谷富久町五十三 番地で出生父新宿義太郎届出同月参拾日受附入籍◎ 落合真奈美と婚姻届出昭和参拾老年参拾弍月参拾五 日受附◎			
				阿佐谷南老丁目拾五番地に転籍届出同 六月六日東京都北区長から送付消除◎ 戸籍消除◎			
本籍				氏名			
				新宿 健二			
				父 健二 義太郎 亡 新居 亡 ユキ 男 弍式			
				夫 健二			
				出生 大正弍年五月九日			
				父 和人 落合 女 長			
				母 愛実 女			
				妻 真奈美			
				出生 大正拾四年七月四日			
				父 健二 新宿 男 長			
				母 真奈美 女			
				昭和参拾五年参月参日新宿区早稲田四十二番地で 出生同月五日父届出入籍◎ 昭和五拾五年参月八日大久保花子と婚姻届東京都 新宿区歌舞伎町一丁目四番に夫の氏の新戸籍編製に つき除籍◎			
出生				昭和参拾五年参月参日			
出生				大正参拾五年参月参日			

①戸籍Cについて、戸籍Bとの連続性を確認します。

⇒太郎さんの除籍日を確認する必要があります。

②戸籍Cについて、従前戸籍（または改製原戸籍）の請求をします。

⇒太郎さんの入籍日と従前本籍地を確認する必要があります。

＜戸籍Cにおけるポイント＞

① 戸籍Bとの連続性について（概要説明のSTEP3参照）

(1)太郎さんの身分事項欄には除籍に関する記載があります。

(2)(1)より、戸籍Cにおける太郎さんの除籍日は、昭和55年2月8日となります。

(3)戸籍Bにおける太郎さんの入籍日は昭和55年2月8日であり、戸籍Bと戸籍Cは連続していることが確認できます。



② 太郎さんの入籍日を特定し、従前戸籍の有無を確認する。（概要説明のSTEP3参照）

(1)太郎さんの身分事項欄には、従前戸籍に関する身分事項の記載はありません。

(2)戸籍事項欄を見ると、戸籍Cは改製により、昭和33年8月30日（改製日）

に編製されていることがわかります。

(3) (1) (2) より、戸籍 C における太郎さんの入籍日は戸籍改製の昭和 33 年 8 月 30 日となります。

(4) 戸籍 C における太郎さんの入籍日は出生による入籍日はではなく、さらに従前戸籍が存在します。

(5) 戸籍 C は改製により編製されているため、同一本籍地に改製前の戸籍（改製原戸籍）を請求します。

○戸籍 D 昭和 25 年 3 月 1 日(出生)から昭和 33 年 8 月 30 日(改製)までの戸籍

改製原戸籍

<p>本籍 東京都新宿区歌舞伎町一丁目四番</p>		<p>東京府豊多摩郡淀橋町大字角筈七百三十五番地二 於て出生父新宿義太郎届出明治参拾年拾月五日受 附入籍⑩</p>		<p>大正七年式月老日前戸主新宿義太郎死亡に因り家 督相続届出同月拾九日受付⑩</p>		<p>昭和参拾五年六月拾四日午前参時五分東京都新宿 区で死亡同居者新宿健二届出同月拾七日受付⑩</p>		<p>昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾 参年八月参拾日本戸籍改製⑩</p>		<p>昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾 六年五月式拾九日あらたに戸籍を編製したため本戸 籍改製⑩ 消除⑩</p>		<p>東京市牛込区市谷富久町五十三番地二於て出生父 新宿義太郎届出大正貳年五月拾日入籍⑩</p>		<p>落合真奈美と婚姻届出昭和式拾参年拾月式拾五 日受付⑩</p>		<p>改製により新戸籍編製につき昭和参拾参年八月参 拾日除籍⑩</p>		<p>昭和式拾五年参月老日新宿区早稲田四十二番地で 出生父新宿健二届出同年同月七日受付入籍⑩</p>		<p>昭和参拾参年八月参拾日父母に伴い除籍⑩</p>	
<p>甥</p>		<p>弟</p>		<p>主 戸</p>		<p>主 戸 前</p>															
<p>出生 昭和式拾五年参月老日</p>		<p>出生 大正貳年五月九日</p>		<p>出生 明治参拾年拾貳月参日</p>		<p>出生 明治参拾年拾貳月参日</p>		<p>出生 明治参拾年拾貳月参日</p>		<p>出生 明治参拾年拾貳月参日</p>		<p>出生 明治参拾年拾貳月参日</p>		<p>出生 明治参拾年拾貳月参日</p>		<p>出生 明治参拾年拾貳月参日</p>		<p>出生 明治参拾年拾貳月参日</p>			
<p>太郎</p>		<p>健二</p>		<p>新宿 大吉</p>		<p>新宿 大吉</p>		<p>新宿 大吉</p>		<p>新宿 大吉</p>		<p>新宿 健二</p>		<p>新宿 健二</p>		<p>新宿 健二</p>		<p>新宿 健二</p>			
<p>父 亡 ユキ</p>		<p>父 亡 ユキ</p>		<p>父 亡 ユキ</p>		<p>父 亡 ユキ</p>		<p>父 亡 ユキ</p>		<p>父 亡 ユキ</p>		<p>父 亡 ユキ</p>		<p>父 亡 ユキ</p>		<p>父 亡 ユキ</p>		<p>父 亡 ユキ</p>			
<p>母 亡 ユキ</p>		<p>母 亡 ユキ</p>		<p>母 亡 ユキ</p>		<p>母 亡 ユキ</p>		<p>母 亡 ユキ</p>		<p>母 亡 ユキ</p>		<p>母 亡 ユキ</p>		<p>母 亡 ユキ</p>		<p>母 亡 ユキ</p>		<p>母 亡 ユキ</p>			
<p>長 男</p>		<p>長 男</p>		<p>長 男</p>		<p>長 男</p>		<p>長 男</p>		<p>長 男</p>		<p>長 男</p>		<p>長 男</p>		<p>長 男</p>		<p>長 男</p>			
<p>真奈美</p>		<p>真奈美</p>		<p>真奈美</p>		<p>真奈美</p>		<p>真奈美</p>		<p>真奈美</p>		<p>真奈美</p>		<p>真奈美</p>		<p>真奈美</p>		<p>真奈美</p>			

一部記載省略

- ①戸籍Dについて、戸籍Cとの連続性を確認します。

⇒太郎さんの除籍日を確認する必要があります。
- ②戸籍Dについて、従前戸籍（または改製原戸籍）の請求をしま

す。

⇒太郎さんの入籍日と従前本籍地を確認する必要があります。

<戸籍 D におけるポイント>

① 戸籍 C との連続性について（概要説明の STEP3 参照）

- (1) 太郎さんの身分事項欄には除籍に関する記載があります。
- (2) (1)より、戸籍 D における太郎さんの除籍日は、昭和 33 年 8 月 30 日となります。
- (3) 戸籍 C における太郎さんの入籍日は昭和 33 年 8 月 30 日であり、戸籍 C と戸籍 D は連続していることが確認できます。



② 従前戸籍の請求について（概要説明の STEP2 参照）

- (1) 太郎さんの身分事項欄には、従前戸籍に関する身分事項の記載がありません。
- (2) 戸籍事項欄を見ると、戸籍 D は新宿大吉の家督相続により、大正 7 年 2 月 19 日に編製されていることがわかります。
- (3) (1)(2)より 戸籍 D における太郎さんの入籍日は出生による入籍日となります。これ以降、太郎さんについて戸籍をさかのぼる必要はありません。